

## 独立行政法人の評価に関する指針

平成 26 年 9 月 2 日

総務大臣決定

## はじめに

独立行政法人制度は、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革の一環として、行政における企画立案部門と実施部門を分離し、企画立案部門の能力を向上させる一方で、実施部門に法人格を与え、主務大臣による目標管理の下で一定の運営裁量を与えることにより、政策実施機能を向上させることを目的として導入された。

目標管理の仕組みにおいては、主務大臣が定める法人の目標の達成度合いを業務の実績評価の尺度とした上で、業務の実績評価を踏まえ、組織・事業の見直しや改廃に反映するものであることから、どのように適正かつ厳正な評価を実施するかが独立行政法人制度にとっては極めて重要である。また、独立行政法人（以下「法人」という。）は、運営費交付金の使途の内訳が国から特定されず柔軟な執行が可能な仕組みであること等からも、法人の業務運営等に対する評価は毎年度厳正に行われる必要がある。

独立行政法人制度が導入されて以来、府省独立行政法人評価委員会（以下「府省評価委」という。）、政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政独委」という。）による階層的な評価の結果等を踏まえた不断の見直しが行われ、着実に法人の業務の改善がなされてきたところである。

一方、従来府省評価委が行う評価は各府省評価委の定める独自の評価基準に基づき行っていたことから政府全体としての評価の統一性を欠く、中期目標期間を総括した評価が次期中期目標策定に活かされていない、との指摘があった。

こうした指摘に対し、第 186 回国会において独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）の一部改正が行われ、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下での P D C A サイクルを十分に機能させるため、主務大臣が目標の策定に加え評価も行い、評価結果を法人の組織・事業の見直しや改廃、国の政策への反映に活用するという、より効果的かつ効率的な目標管理の仕組みに改められたとともに、総務大臣が目標の策定及び業務の実績評価に関する政府統一的な指針を定めることとされたところである。

本指針はこのような経緯を踏まえ、改正後の独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 28 条の 2 第 1 項に基づき、主務大臣が評価を実施するに当たり指針とすべき事項を、「独立行政法人の評価に関する指針」として取りまとめたものである。主務大臣は、本指針に基づき、法人の業務等に係る国民への

説明責任を果たしつつ法人の政策実施機能を最大化するという観点から、適切に評価を実施する必要がある。

さらに、政策実施機関としての法人の業務実績に係る評価の結果は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、政策評価及び政策に適切に反映されることが求められる。

通則法においては、事務・事業の特性に応じ、法人を、中期目標管理により事務・事業を行う中期目標管理法人、中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う国立研究開発法人及び単年度の目標管理により事務・事業を行う行政執行法人の 3 つに分類し、各分類に即したガバナンスを構築するとされたことから、以下、各分類に従い指針を策定する。

独立行政法人評価制度委員会は、通則法第 32 条第 5 項、第 35 条の 6 第 8 項及び第 35 条の 11 第 7 項に基づき、それぞれの評価の結果について、本指針に基づき業務の実績を適正に評価しているかどうかの観点からチェックすることとなる。

# 目 次

## I 本指針について

1 本指針の位置付け	1
2 評価の指針を策定する目的及び評価の指針の策定の基本的考え方	1
3 本指針の適用範囲	2

## II 中期目標管理法人の評価に関する事項

1 総論	4
2 評価体制	4
3 各評価の目的・趣旨・基本方針	4
4 自己評価結果の活用等	5
5 評価単位の設定	6
6 評価の方法等	6
7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分	7
8 評価書の作成	14

## III 国立研究開発法人の評価に関する事項

1 総論	16
2 評価体制	16
3 各評価の目的・趣旨・基本方針	17
4 自己評価結果の活用等	19
5 評価単位の設定	20
6 評価の方法等	20
7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分	24
8 評価書の作成	35

## IV 行政執行法人の評価に関する事項

1 総論	37
2 評価体制	37
3 各評価の目的・趣旨・基本方針	37
4 自己評価結果の活用等	38
5 評価単位の設定	39
6 評価の方法等	39
7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分	40
8 評価書の作成	45

## V その他留意すべき事項

1 評価結果の活用等に関する事項	47
2 評価結果等の公表に関する事項	47
3 評価のスケジュールに関する事項	48
4 共管法人の取扱いに関する事項	49
5 本指針の見直しについて	49



## I 本指針について

### 1 本指針の位置付け

(1) 本指針は、通則法第28条の2第1項規定の「第32条第1項、第35条の6第1項及び第2項並びに第35条の11第1項及び第2項の評価」に関する指針である。

主務大臣は本指針に基づき所管する法人の評価を実施する必要がある。

(2) 主務大臣は本指針に基づいた評価を実施するため、評価の基準を個別具体的に作成し、それに基づいて評価を実施するものとする。

### 2 評価の指針を策定する目的及び評価の指針の策定の基本的考え方

本指針は以下の考え方の下に策定されたものであり、主務大臣はこれに基づき評価を実施しなければならない。

(1) 法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針において、法人が取り組むべきとされた事項に関する実施状況について評価を行うとともに、法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項への取組状況についても評価を行う。

(2) 主務大臣の下でのP D C Aサイクルを十分に機能させるという制度改正の趣旨を踏まえ、法人の業務実績評価（独立行政法人評価制度委員会や政独委が指摘した事項を含む。）に加え、関連する国の政策評価、行政事業レビュー及び行政評価・監視の結果を活用して評価する。

(3) 評価は、評価単位（※）に合わせて行う項目別評定（以下「項目別評定」という。）と、項目別評定を基礎とし法人全体を評価する総合評定によって行う。

※「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅱの3（3）、Ⅲの4（3）及びⅣの2（3）の評価単位を示す。

(4) 評価は、目標及び計画で掲げる指標を基準とする絶対評価によって行うものとする。なお、研究開発に係る事務及び事業については、研究開発業務の特性等を踏まえ、適切な評価軸に基づき評価を行う。

(5) 評価に当たっては、各法人の事務及び事業の特性に十分に配慮し、なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながるような実効性のある評価を実施する。

また、その際、政府の政策実現への寄与など、法人の目的やその業務の質の向上の観点に留意するとともに、社会経済情勢の変化や技術の進歩等を踏まえたものとする。

(6) 評価に当たっては、独立行政法人制度創設の趣旨を踏まえ各法人の事務及び事業の特性に十分に配慮し、業務が効果的かつ効率的に実施されているかどうかの視点を常に持ち、その業務がどれほどの投入資源を費やしているかについて業務の成果・効果と対比して評価する。

(7) 評価に当たっては、早急な財務内容の改善など、法人個々に対する社会的要請をも踏まえるものとする。

- (8) 評価に当たっては、法人が通則法第32条第2項、第35条の6第3項及び第4項、第35条の11第3項及び第4項に基づき作成する、自ら評価を行った結果を明らかにした報告書（以下「自己評価書」という。）を活用して評価するものとする。
- (9) 主務大臣による評価は、法人の業務運営の改善のほか、組織及び業務の全般にわたる検討、新中期目標の策定に活用されることが求められていることから、極めて重要である。簡素・効率的で実効性の高い目標管理・評価の仕組みの下、法人の評価が適正かつ厳正に行われ、評価結果に基づき業務の改善が促されることにより、評価の実効性が確保される。
- (10) 従来、府省評価委が各自で設定していた評定区分、総合評定の方法、評価の結果の様式等を標準化し統一性を向上させることにより、他法人や過年度実績との比較可能性を高めるとともに、目標・計画の実施状況、進捗状況及び達成の状況を標準化された評価書で明らかにすることにより、国民にとって分かりやすい評価を実現し、透明性の確保・国民への説明責任の徹底（見える化）が図られるものとする。
- (11) 通則法第32条第4項、第35条の6第7項及び第35条の11第6項の評価の結果（以下「評価書」という。）は、目標の達成状況及び計画の実施状況とそれに対する評価を分かりやすく記載し、公表するものとする。

### 3 本指針の適用範囲

本指針の適用範囲は次のとおりである。

- (1) 中期目標管理法人
- ① 通則法第32条第1項第1号に定める、各事業年度の終了後に実施される、業務の実績の評価（年度評価）
  - ② 中期目標期間における業務の実績の評価（中期目標期間評価）
    - i 通則法第32条第1項第2号に定める、中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後に実施される、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価（見込評価）
    - ii 通則法第32条第1項第3号に定める、中期目標期間の最後の事業年度の終了後に実施される、中期目標の期間における業務の実績に関する評価（期間実績評価）
- (注) 日本私立学校振興・共済事業団法第26条第1項により準用される通則法第32条第1項に基づく同事業団の助成業務の実績の評価については、「II 中期目標管理法人の評価に関する事項」の規定を適用する。
- (2) 国立研究開発法人
- ① 通則法第35条の6第1項第1号に定める、各事業年度の終了後に実施される業務の実績の評価（年度評価）
  - ② 中長期目標期間における業務の実績の評価（中長期目標期間評価）
    - i 通則法第35条の6第1項第2号に定める、中長期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後に実施される、中長期目標期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績の評

価（見込評価）

- ii 通則法第35条の6第1項第3号に定める、中長期目標期間の最後の事業年度の終了後に実施される、中長期目標の期間における業務の実績に関する評価（期間実績評価）
- iii 通則法第35条の6第2項に定める、中長期目標期間の途中において通則法第21条の2第1項ただし書で定める法人の長の任期が終了する場合の、当該任期の末日を含む事業年度末までの期間（中間期間）における業務の実績の評価（中長期目標期間中間評価）

（3）行政執行法人

- ① 通則法第35条の11第1項に定める、各事業年度の終了後に実施される業務の実績の評価（年度評価）
- ② 通則法第35条の11第2項に定める、3年以上5年以下の期間で主務省令で定める期間（主務省令期間）の最後の事業年度の終了後に実施される、当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況に関する評価（効率化評価）

## II 中期目標管理法人の評価に関する事項

### 1 総論

中期目標管理法人は、国民向けサービス等の業務の質の向上を図ることを目的としていることから、業務の質の向上と業務運営の効率化の両立を促す評価が重要である。

そのため、評価においては、中期計画の実施状況について、中期目標の達成及び達成見込みについても留意しつつ評価を行う。

また、業務運営上の課題についても留意し、当該課題を検出した場合には、改善方策についても提示する。また、過去の評価において示した改善方策の対応状況についても適正に評価する。

中期目標管理法人の実施する研究開発に係る事務及び事業の目標策定において、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅱの4（4）に基づき国立研究開発法人の研究開発の成果の最大化に関する事項の規定を準用した場合には、国立研究開発法人の評価に関する事項の規定を準用して項目別評定を行う（研究開発に関する審議会に係る事項を除く）。その際、「国立研究開発法人」を「法人」に、「中長期目標」及び「中長期計画」を「中期目標」及び「中期計画」に読み替えるものとする。ただし、その場合においても総合評定については中期目標管理法人の規定に基づくものとする。

### 2 評価体制

政策実施機関としての法人の業務の実績の評価に当たっては、政策に関する責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、法人を所管する部局が中心となって評価を実施する。

また、評価の客観性を担保するため、政策評価担当部局など主務大臣による評価結果を取りまとめる部局等で評価結果を点検する。

### 3 各評価の目的・趣旨・基本方針

主務大臣が行う各評価は、以下の目的・趣旨・基本方針に基づき行うものとする。

#### （1）年度評価

① 年度評価は、評価対象年度以降の業務運営の改善に資することを目的とする。

また、評価結果を役職員の処遇等に活用すること等についても留意する。

② 年度評価は、各事業年度における業務の実績について、法人による自己評価の結果を踏まえ、中期計画の実施状況等に留意しつつ、法人の業務の実施状況を調査・分析し、その結果を考慮して各事業年度の業務の実績の全体について総合的な評定を行うものとする。

③ 年度評価は、目標・計画の達成状況にかかわらず、法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合は、当該評価項目だけでなく法人全体の評定に反映させるなど、当該年度における法人のマネジメントの状況にも留意するものとする。

- ④ 予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して法人が自主的な努力を行っていた場合には、評定において考慮するものとする。
- (2) 中期目標期間評価（見込評価、期間実績評価）
- ① 見込評価
- i 見込評価は、評価の結果を中期目標期間終了時の法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討及び新中期目標の策定に活用することを目的とする。
  - ii 見込評価は、中期目標期間終了時の直前の年度までの業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績に係る自己評価の結果を踏まえ、法人の中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を調査・分析し、中期目標の達成状況等の全体について総合的な評定を行うものとする。
  - iii 評価の結果を踏まえ業務及び組織全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講じ、新中期目標が適切に策定されるよう留意する。
  - iv 「3（1）年度評価」の③及び④については、見込評価においても準用する。その際、「年度」を「中期目標期間」と読み替えるものとする。
- ② 期間実績評価
- i 期間実績評価は、中期目標の変更を含めた、業務運営の改善等に資することを目的とする。  
また、評価結果を役職員の処遇等に活用すること等についても留意する。
  - ii 中期目標期間終了時において、中期目標期間全体の業務の実績に係る自己評価の結果を踏まえ、法人の中期目標期間に係る業務の実績を調査・分析し、中期目標期間における中期目標の達成状況の全体について総合的な評定を行うものとする。
  - iii 見込評価時に使用した中期目標期間終了時の実績見込みと実績とに乖離がある場合には、期間実績評価時にその原因を分析するとともに、中期目標等の変更の必要性について検討する。
  - iv 「3（1）年度評価」の③及び④については、見込評価においても準用する。その際、「年度」を「中期目標期間」と読み替えるものとする。

#### 4 自己評価結果の活用等

- (1) 通則法第32条第2項に基づき作成する自己評価書は、国民に対する説明責任の履行及び法人の自律的な業務運営の改善への活用等を目的とする。  
あわせて、主務大臣が行う評価のための情報提供に資するものとする。
- (2) 主務大臣は、法人に対して、主務大臣の評価に必要なデータやその分析結果を明らかにした客観性のある自己評価書の作成を求める。
- (3) 主務大臣は、年度評価及び中期目標期間評価において、客観性を考慮

しつつ自己評価書を十分に活用し、効果的かつ効率的な評価を行う。法人から質の高い自己評価書が提出され、かつ、それについて十分な説明責任が果たされている場合は、自己評価書を最大限活用し、当該自己評価書の正当性の観点から確認すること等を通じて、適切かつ合理的に評価を行う。

(4) 主務大臣は、法人の業務実績及び目標・計画の達成状況について自己評価書等により把握・分析し、法人業務の政策・施策への適合性、法人の長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行う。

(5) 法人は、上記の主務大臣の評価の円滑化に資するよう、自己評価書の作成に当たって、以下の点に努める。

① 本指針の（IIの3）「各評価の目的・趣旨・基本方針」、（IIの5）「評価の単位の設定」及び（IIの6）「評価の方法等」（法人として実施可能ななものに限る）を踏まえ、中期目標、中期計画及び年度計画で定められた指標について目標・計画と実績を比較した評価を行う。

② 法人の有効なマネジメントに資するよう、業務運営の状況について、十分な資料に基づき客観的かつ具体的に記述する。

③ 業務実績、目標・計画の達成状況及び法人内のマネジメントの状況等について、評価において十分に説明し得るよう、可能な限り最小の単位で評価を行う。その際、自己評価書の作成が法人の過度な負担とならないよう配慮しつつ、当該自己評価を適正に行うための評価単位を統合したものが主務大臣が行う評価単位と整合するよう留意する。

④ 自己評価において業務運営上の課題を検出した場合には、具体的な改善方策などについても記入する。

⑤ 自己評価及び主務大臣による評価において検出された業務運営上の課題に関する改善方策が示されているものについては、次年度以降の自己評価書においてその実施状況を記入する。

## 5 評価単位の設定

項目別評定は、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」に基づき、原則、中期目標を定めた項目を評価単位として評価を行う。

なお、中期目標期間における実績評価（見込評価）の結果、当該期間に設定した目標の項目について改善が必要とされた場合は、当該評価結果を次期中期目標期間における目標の項目の設定に適切に反映させる。

より的確な評価を実施するため、上記の考えに基づき設定した単位をより細分化した単位で項目別評定を行うことは妨げない。

## 6 評価の方法等

主務大臣は、目標・計画と実績の比較により、目標・計画の達成及び進捗状況を的確に把握するとともに、業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から、以下の方法等により評価を行い、評価の実効性を確保するものとする。

## (1) 評価の手順及び手法

原則、以下の手法による。

- ① 法人に対し、評価において必要かつ十分な資料の提出を求める。
  - ② 評価に当たって法人の長からのヒアリングを実施するほか、監事等からも意見を聴取するなど、役員等から必要な情報を収集し、法人の実情を踏まえた的確な評価を実施する。
  - ③ 目標・計画（予算）と実績（決算）の差異についての要因分析を実施する。
  - ④ 業務実績と成果（アウトプット）・効果（アウトカム）の関連性等を明らかにした上で評価する。
  - ⑤ 定量的な成果実績（アウトプット指標）と資源投入量（インプット指標）の対比により、成果実績1単位を生み出すためにどれだけの資源投入が必要とされたか（アウトプット単位当たりのインプット）を把握し、効率性の観点からも評価する。その際、できるだけ事業等のまとめごとの財務情報等を活用する。
  - ⑥ 過去の関連する政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用する。
  - ⑦ 業務の特性に応じ、企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析を行う。
  - ⑧ 同一法人の過去の実績との比較・分析を行う。
  - ⑨ 複数の施設・事務所で同種の業務を行っており、全体の評価を行うだけでは業務運営上の課題を把握しがたい場合には、施設・事務所ごとの業務実績を把握し、計画に対する比較・分析を行う。
- 上記のほか、必要に応じて以下に掲げる事項その他評価の実効性を確保するための手法を適用する。
- i 外部有識者の知見の活用（ただし、利害関係者を排除するなど手続きの妥当性に留意するものとする。）
  - ii 法人に対する現地調査
  - iii 同業種の民間企業との比較・分析

## (2) 評価の視点

別途総務省行政管理局長が示す「目標策定の際に考慮すべき視点」等を参考にし、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の観点から、それぞれの業務の特性に応じた評価の視点を設定し、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行う。

また、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のＩＣＴ化・オーフィス化、業務改革の徹底に向けて～」（平成26年7月25日総務大臣決定）において、法人についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請したところであり、同方針の要請を踏まえた目標の取組状況についても業務改革の推進の観点から適正に評価を行う。

## 7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分

### (1) 年度評価

- ① 項目別評定

### i 評定区分

- ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。
- イ 「B」を標準とする。
- ・ 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は以下のとおりとする。
- S：法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。
- A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする。）。
- B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。
- C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。
- D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。
- ・ なお、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。
- S：—
- A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。
- B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。
- C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）
- D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要

### ii 項目別評定の留意事項

- ア 評定を付す際には、なぜその評定に至ったのかの根拠を合理的かつ明確に記述する。
- イ 目標で設定された難易度の高い項目に限り、評定を一段階引き

上げることについて考慮する。ただし、評定を引き上げる場合は、評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

ウ 最上級の評定「S」を付す場合には、法人の実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するものとする。

具体的には、質的な面として、

- ・ 法人の自主的な取組による創意工夫
- ・ 目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与
- ・ 重要かつ難易度の高い目標の達成

等について具体的かつ明確に説明するものとする。

エ 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。

なお、問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述する。

オ 目標策定の妥当性に留意し、目標水準の変更が必要な事項が検出された場合にはその旨記載する。

カ 主務大臣の作成する評価の基準において各業務に対し評定を行うため具体的な目安を示す場合には、「B」が標準となるよう設定するものとする。

## ② 総合評定

総合評定は、記述による全体評定を行うとともに、項目別評定及び記述による全体評定に基づき、評語による評定を付して行う。

総合評定を行うに当たっては、項目別評定を基礎とし、政策上の要請等、全体評定に影響を与える事象等を加味して評価を行う。

なぜその評定に至ったのかについての過程が明らかになるよう、項目別評定に基づき総合評定を付すまでの過程を、各府省の作成する評価の基準等の中であらかじめ明らかにするものとする。

その際、各項目について設定された重要度を考慮するものとする。

### i 記述による全体評定

記述による全体評定は、項目別評定を踏まえ、総合的な視点から以下の事項を記述する。

#### ア 項目別評定の総括

- ・ 項目別評定のうち重要な項目の実績及び評価の概要
- ・ 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの
- ・ 事業計画及び業務運営等に関して改善すべき事項及び方策特に、業務改善命令が必要な事項についてはその旨を具体的かつ明確に記述する。

- ・ 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等

#### イ 全体評定に影響を与える事象

- ・ 法人全体の信用を失墜させる事象など、法人全体の評定に影響を与える事象
- ・ 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅱの1（2）の

「法人全体を総括する章」において記載される法人のミッション、役割の達成について特に考慮すべき事項

- 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績（災害対応など）

ウ その他特記事項

ii 評語による評定

ア 評語による評定は、項目別評定及び記述による全体評定を総合的に勘案して行う。

イ 評定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

ウ 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

iii 総合評定の留意事項

ア あらかじめ重要度の高い業務とされた項目については、総合評定において十分に考慮するものとする。

イ 法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じ項目別評定を基礎とした場合の評定から更に引下げを行うものとする。特に、法人組織全体のマネジメントの改善を求める場合には、他の項目別評定にかかわらず是正措置が実施されるまでの期間は「A」以上の評定を行うことは不可とする。

ウ なお、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に属する項目で重要度を高く設定した業務について組織全体のマネジメントの不備を原因として「C」以下の評定を行った場合には、他の項目別評定にかかわらず「A」以上の評定を行うことは不可とする。

(2) 中期目標期間評価（見込評価、期間実績評価）

① 項目別評定

i 評定区分

ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

イ 「B」を標準とする。

ウ 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は、以下のとおりとす

る。

S：法人の活動により、中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期目標値の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：法人の活動により、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期目標値の120%以上）。

B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期目標値の100%以上120%未満）。

C：中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期目標値の80%以上100%未満）。

D：中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期目標値の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

エ なお、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：—

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要

## ii 項目別評定の留意事項

ア 評定を付す際には、なぜその評定に至ったのか根拠を明確に記載する。

イ 目標で設定された難易度の高い項目に限り、評定を一段階引き上げることについて考慮する。ただし、評定を引き上げる場合は、評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するものとする。

ウ 最上級の評定「S」を付す場合には、法人の実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するものとする。

具体的には、質的な面として

- ・ 法人の自主的な取組による創意工夫
- ・ 目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与

- ・ 重要かつ難易度の高い目標の達成

等について具体的かつ明確に説明するものとする。

エ 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。

なお、問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述する。

オ 主務大臣の作成する評価の基準において各業務に対し評定を行うため具体的な目安を示す場合には、「B」が標準となるよう設定するものとする。

カ 期間実績評価時においては、見込評価時に見込んだ中期目標期間終了時の業務実績の見込みと中期目標期間実績評価時の実際の業務実績とに大幅な乖離がある場合には、その理由を明確かつ具体的に記載する。

キ 評定にあわせ、次期中期目標期間の業務実施に当たっての留意すべき点等についての意見を記述する。

## ② 総合評定

総合評定は、記述による全体評定を行うとともに、項目別評定及び記述による全体評定に基づき、法人全体の業務実績に対し評語を付して行う。

総合評定を行うに当たっては、項目別評定を基礎とし、政策上の要請等、全体評定に影響を与える事象等を加味して評価を行う。

総合評定の過程が明らかになるよう、項目別評定に基づき総合評定を付すまでの過程を、各府省の作成する評価の基準等の中であらかじめ明らかにするものとする。

### i 記述による全体評定

記述による全体評定は、項目別評定の総括とともに、総合的な視点から以下の事項を記述する。

#### ア 項目別評定の総括

- ・ 項目別評定のうち重要な項目の実績及び評価の概要
- ・ 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの
- ・ 事業計画及び業務運営等に関する改善すべき事項及び方策。特に、業務改善命令が必要な事項についてはその旨明記する。
- ・ 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等

#### イ 全体評定に影響を与える事象

- ・ 法人全体の信用を失墜させる事象など、法人全体の評定に影響を与える事象
- ・ 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅱの1(2)の「法人全体を総括する章」において記載される法人のミッション、役割の達成の状況
- ・ 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績（災害対応など）

#### ウ その他特記事項

### ii 評語による評定

- ア 評語による評定は、項目別評定及び記述による全体評定を総合的に勘案して行う。
- イ 評定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。
- ウ 評語による評定を行う際には、各項目の重要度を考慮する。
- エ 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は、以下のとおりとする。
- S：法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A：法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B：全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められている。
- C：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

### iii 総合評定の留意事項

- ア 見込評価においては、評定の他、以下の事項を記載する。
- ・ 業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中期目標策定に関する取るべき方策
  - ・ 次期中期目標期間に係る予算要求について検討すべき事項
- イ 期間実績評価においては、評定のほか、以下の事項を記載する。
- ・ 見込評価時に予期しなかった事項で次期中期目標の変更等の対応が必要な事項
- ウ あらかじめ重要度の高い業務とされた項目については、総合評定において十分に考慮するものとする。
- エ 法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じ項目別評定を基礎とした場合の評定から更に引下げを行うものとする。特に、法人組織全体のマネジメントの改善を求める場合には、他の項目別評定にかかわらず是正措置が実施されるまでの期間は「A」以上の評定を行うことは不可とする。
- オ なお、中期目標の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に属する項目で重要度を高く設定した業務について組織全体のマネジメントの不備を原因として「C」以下の評定を行った場合には、他の項目別評定にかかわらず「A」以上の評定を行うことは不可とする。
- カ 見込評価においては、評価単位の設定、評価指標、総合評定の方法等について改善が必要かどうかについて検討を行うものとする。

## 8 評価書の作成

### (1) 評価書の様式

評価書は、別途総務省行政管理局長が定める様式に基づき作成するものとする。

### (2) 記載すべき事項

評価書は、以下の事項を記載するものとする。

#### ① 評価の概要

##### i 評価対象に関する事項

ア 法人名

イ 対象年度（年度評価）

ウ 対象期間（中期目標期間評価）

##### ii 評価の実施者に関する事項

ア 共管法人の場合には評価の分担の概要

イ 評価を担当した部局、作成者（課長名）

ウ 評価を点検した部局、作成者（課長名）

##### iii 評価の実施に関する事項

ア 理事長ヒアリングなど、評価に際し実施した手続

イ 外部有識者の知見を活用した場合にはその概要（構成員、意見  
聴取等の活動実績等）

##### iv その他評価に関する重要事項

#### ② 総合評定

##### i 評語による評定

##### ii 記述による全体評定

iii 法人が実施した事項のうち、中期目標・中期計画・年度計画に記載のない事項で、全体評定において考慮すべき事項

iv 見込評価においては、業務及び組織の全般的な見直し並びに次期中期目標策定について取るべき方策

v 次期中期目標期間に係る予算要求について検討すべき事項

vi 中期計画の変更が必要な場合には当該事項

vii 中期目標期間評価において、次期中期目標の変更が必要な場合には当該事項

viii 外部有識者の知見を活用した場合には外部有識者の意見

#### ③ 項目別評定の総括表

##### i 項目別評定で付された評語の経年による一覧表示

##### ii 各項目に付された重要度・難易度が分かるように記載

iii 評価対象年度において該当する事象がなかった場合には「-」とし、総合評定に反映しない。

#### ④ 項目別評定

##### i 当該事務及び事業に関する基本情報

ア 当該事務・事業の実施の根拠（関連する政策・施策、個別法の条文番号など）

イ 政策評価における事前分析表等との関連（事前分析表番号、行政事業レビューのレビューシートの番号を記載し、対応する達成

手段を明らかにする。)

ウ 当該項目の重要度、難易度（目標策定の際に定めたものを記載）

ii 主要な経年データ

ア アウトプット及び（又は）アウトカム情報

イ インプット情報（予算額、決算額、経常費用、行政サービス実施コスト、人員数など）

iii 目標、計画、評価に関する事項

ア 対応する中期目標・中期計画・年度計画

イ 業務の実績、自己評価

ウ 用いた評価指標、評価の視点

エ 評定及びその根拠

オ 業務運営上の課題及び改善方策

カ 目標水準の変更が必要な場合にはその概要

キ 外部有識者の知見を活用した場合には外部有識者の意見

iv その他参考情報（必要に応じ実施する予算差異分析、財務分析など）

（3）記載における留意点

- ① 評価書は国民に対し法人の業務の実績とその評価を説明する重要な書類であることを踏まえ、曖昧又は冗長な表現は排除し、簡潔かつ明瞭な分かりやすいものとする。
- ② 経年比較等のデータ比較・分析情報を表形式で記載するなど、一覧性や分かりやすさに留意する。
- ③ 見込評価と中期目標期間実績評価の項目別評定は、それぞれ並列して表記し、見込みと実績の差異を分かりやすく示すよう努める。
- ④ 記入すべき情報の分量が多く統一性・一覧性が損なわれるおそれがある場合は、別紙に記入するなど適宜工夫するものとする。

### III 国立研究開発法人の評価に関する事項

#### 1 総論

##### (1) 国立研究開発法人の評価の第一目的

「効果的かつ効率的」という法人の業務運営の理念の下、「研究開発成果の最大化」(※)という国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現につながるよう、評価を行うことが重要である。

※ 「研究開発成果の最大化」とは「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅲの1 (2) の「研究開発成果の最大化」をいう。

##### (2) 国立研究開発法人評価の重点

個々の「研究開発課題（事業）」については、各国立研究開発法人においても、また、重要度等に応じて国の関与の下でも、高度な専門的知見・経験等を踏まえた研究開発評価（「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成24年12月6日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。）を踏まえた評価）が行われている。

このことを踏まえ、主務大臣による評価においては、個別具体的な事業、取組等についてこれらの評価結果を適切に活用した上で、「法人としての研究開発成果の最大化」、「法人としての適正、効果的かつ効率的な業務運営」について重点的に評価を行う。

その場合であっても、個別具体的な事業、取組等についても適切に確認・評価することは必要である。

#### 2 評価体制

##### (1) 評価を行う部署

国立研究開発法人の業務の実績の評価に当たっては、研究開発成果の最大化に関する責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、法人を所管する部局が中心となって評価を実施する。

また、評価の客観性を担保するため、政策評価担当部局など主務大臣による評価結果を取りまとめる部局等で評価結果を点検する。

##### (2) 研究開発に関する審議会

研究開発に関する審議会は、研究開発の専門性等に鑑み、3つの法人分類のうち国立研究開発法人の分類のみに制度的に明確に位置付けられている審議会であり、主務大臣が国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価の実施に際して重要な役割を果たすことが期待されている。そのため、研究開発に関する審議会の委員構成は、高度な知識及び経験を有する者からなる、専門性と多様性の双方を重視したものとする。

研究開発に関する審議会は、主務大臣が国立研究開発法人から提出された自己評価書等を基に、年度評価、見込評価、中長期目標期間実績評価、中長期目標期間中間評価及び中長期目標の期間の終了時の検討を行うに際して、研究開発に係る事務及び事業に関する事項について、第三者の立場から、社会的見識、科学的知見、国際的水準等に即して適切な

助言を行う。その際、中長期目標・中長期計画の策定時に主務大臣、国立研究開発法人の長とともに確認した評価軸（※）等を活用しながら、自己評価書の正当性・妥当性、長のマネジメントの在り方等についても確認し、国立研究開発法人の研究開発成果の最大化や、適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保に向けた運営改善につながる提言を行う。

また、国立研究開発法人の目標の策定、評価に関して密接不可分な事項（制度運用に関するものなど）についても検討するなど、国立研究開発法人の機能強化に向けて積極的に貢献する。

なお、複数の府省等が共管している国立研究開発法人については、各主務大臣が所管する業務に関する事項はそれぞれの審議会が分担し、全体に関する事項及び共通して所管する事項については主務大臣間で協議して審議会を開催するなど、国立研究開発法人の評価に係る負担が過大なものとならないよう合理的な運用が図られることが必要である。

※ 「評価軸」とは「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅲの5（1）⑤の評価軸をいう。

### 3 各評価の目的・趣旨・基本方針

主務大臣が行う各評価は、以下の目的・趣旨・基本方針に基づき行うものとする。

#### （1）年度評価

① 年度評価は、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に資することを第一目的とし、「研究開発成果の最大化」及び「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」のため評価対象年度以降の業務運営の改善等にも資するものとする。また、評価結果を役職員の処遇等に活用すること等についても留意する。

② 年度評価は、各事業年度における業務の実績等について、国立研究開発法人による自己評価の結果、各国立研究開発法人が個別に実施している外部評価の結果等を踏まえ、中長期計画の実施状況等に留意しつつ、国立研究開発法人の業務の実施状況を調査・分析し、その結果を考慮して各事業年度の業務の実績の全体について総合的な評定を行うものとする。

③ 年度評価は、中長期目標・計画の実施状況を確認しつつ、目標の策定時に設定した評価軸等に留意して行う。なお、研究開発に係る事務及び事業は、着実に実施していくことが期待される定常的・定型的業務とは異なり、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等といった「研究開発の特性」を有する創造的な業務であることを踏まえ、必ずしも時間に応じた線型的な事務及び事業の進捗、成果の創出等が期待できない場合が多いこと等についても十分配慮して評価を行う。

④ 年度評価は、目標・計画の達成状況等にかかわらず、法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合は、当該評価項目だけでなく法人全体の評定に反映させるなど、当該年度における法人のマネジメントの状況にも留意するものとする。

⑤ 予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要

因に対して法人が自主的な努力を行っていた場合等には、評定において考慮するものとする。

(2) 中長期目標期間評価（見込評価、期間実績評価、中長期目標期間中間評価）

① 見込評価

- i 見込評価は、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に資することを第一目的とし、「研究開発成果の最大化」及び「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」のため、評価の結果を中長期目標期間終了時の法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他の業務及び組織の全般にわたる検討並びに新中長期目標の策定に活用すること等に資するものとする。
- ii 中長期目標期間終了時の直前の年度までの業務の実績及び中長期目標期間終了時に見込まれる業務の実績等に係る自己評価の結果及び各法人が個別に実施している外部評価の結果等を踏まえ、法人の中長期目標期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績等を調査・分析し、中長期目標の達成状況等の全体について総合的に評価するものとする。
- iii 評価の結果を踏まえ業務及び組織全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講じ、新中長期目標が適切に策定されるよう留意する。
- iv 「3（1）年度評価」の③～⑤については、見込評価においても準用する。  
その際、「年度」を「中長期目標期間」と読み替えるものとする。

② 期間実績評価

- i 期間実績評価は、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に資することを第一目的とし、「研究開発成果の最大化」及び「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」のため、中長期目標の変更を含めた、業務運営の改善等に資するものとする。また、評価結果を役職員の処遇等に活用すること等にも十分留意する。
- ii 中長期目標期間終了時において、中長期目標期間全体の業務の実績等に係る自己評価の結果及び各国立研究開発法人が個別に実施している外部評価の結果等を踏まえ、法人の中長期目標期間に係る業務の実績を調査・分析し、中長期目標期間における中長期目標の達成状況等の全体について総合的な評定を行うものとする。
- iii 見込評価時に使用した中長期目標期間終了時の実績見込みと実績とに乖離がある場合には、期間実績評価時にその原因を分析するとともに、中長期目標等の変更の必要性について検討する。
- iv 「3（1）年度評価」の③～⑥については、期間実績評価においても準用する。その際、「年度」を「中長期目標期間」と読み替えるものとする。

③ 中長期目標期間中間評価

- i 中長期目標期間中間評価は、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に資することを第一目的とし、「研究開発成果の最大化」